

## 令和7年度行政改善推進会議 議事概要

### 1 日時

令和7年12月22日（月）13:30～15:30

### 2 場所

東北管区行政評価局局長室

### 3 出席者（敬称略）

（構成員）

齊藤 睦男（座長）、五十嵐 信、石田 徳行、遠藤 恵子、須藤 宣毅、  
藤田 祐子

（事務局）

福田 勲（局長）、今井 恵美子（評価監視部長）、大場 浩司（総務行政相  
談部長）、森 康之（行政相談課長）、星 武（首席行政相談官）ほか

### 4 議題

#### （1）新規付議事案の審議

固定資産税の充当の取扱いについて

#### （2）その他

- ① 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告について
- ② 総務省の特別行政相談活動について
- ③ へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修に関する情報収  
集結果について
- ④ 行政改善推進会議の開催に係る事務等における旧氏の使用について

### 5 議事要旨

#### （1）新規付議事案の審議

事務局から新規付議事案（固定資産税の充当の取扱いについて）に係る  
資料に基づく説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見等は以  
下のとおり。

（齊藤座長）

固定資産税の充当の取扱いについて、事務局から説明がなされたところ

だが、確認したい点があれば、遠慮なく発言してほしい。

初めに私から確認だが、本付議事案のきっかけとなった行政相談のその後について、誤納した第4期分の固定資産税は、第2期分への充当が認められ解決したという理解でよろしいか。行政相談としては解決したものの、誤納した固定資産税の他期分への充当について、市町村によって対応が分かれていることが調査を通じて判明したことから、本件を当推進会議に付議したという認識でよろしいか。

(事務局)

貴見のとおり。

(須藤構成員)

固定資産税の他期分への充当ができない理由について、税務に関する処理システム（以下「税務処理システム」という。）上対応できないことを挙げている市町がある。税務処理システム上、充当に対応できないとする理由は何か。税務処理システムは各市町村において入札を通じて導入しているものと思料するが、税務処理システムによっては、納付された固定資産税を他期分に変更することが一切できないのか、あるいは契約上できないこととなっているのか。

(事務局)

充当を行っていない理由として税務処理システム上対応できない旨回答した市町について、個々の具体的な事情は把握していない。税務処理システムは国が標準的な仕様を示しているものの、飽くまで市町村ごとに導入しているものであるため、中には今回の事案のような誤納について、充当に係る個別対応ができない仕様となっている例があるものと思われる。

(須藤構成員)

仕組みの変化に柔軟に対応できるような税務処理システムを導入しないと、本付議事案のような事態が発生してしまうのではないかとの印象を受けた。

(五十嵐構成員)

地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の2において、「地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金（中略）

があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」とあるが、これを今回の事案に当てはめると、納期が到来していない第4期分の固定資産税が誤って納付された場合、市町村は納税者に還付すべきであるが、反対債権として納期が既に到来している第2期分の固定資産税が未納である場合、当該市町村は、第2期分に第4期分の納付分を充当することができるとの認識でよいか。

(事務局)

貴見のとおり。

(五十嵐構成員)

誤納された固定資産税の他期分への充当について、市町村の対応が区々であることについて、どのような理由が考えられるか。

(事務局)

固定資産税の事務を担当する市町村職員が、法令を独自に解釈していることが理由として考えられる。例えば、一部の市町では、納期の始期について理解を欠き、納期前に納付された納付金を誤納と認識していないなど、必ずしも適切な運用がなされていない実態がうかがわれた。

(五十嵐構成員)

市町村において法令を独自に解釈した結果、中には望ましくない運用がなされる訳だが、類似の事案が発生してから対策を検討するのは遅いのではないか。類似の事案が発生する前に統一的な見解を示す等の国による取組を強く期待したい。

(斉藤座長)

ここからは質問に加えて、意見も遠慮なく発言してほしい。

(藤田構成員)

予納、前納及び誤納の法律上の定義について伺う。予納は納期が到来していない徴収金について、納税者の申出により先に納付するという一方で、前納は納期が到来している徴収金及び納期が到来していない徴収金をまとめて納付するという一方でよいか。誤納は、納期が到来していない徴収金を、納税者が申出することなく、意図せずに納付するという一方でよいか。

予納と誤納の違いについて整理すると、納期が到来していない徴収金に

ついて、申出すなわち本人の意思によってなされる納付が予納であり、本人に納付する意思がなく納期を誤認した状態でなされる納付が誤納ということになるのか。予納と誤納の違いは、納付に係る本人の意思次第ということになるのか。

(事務局)

貴見のとおり。

(藤田構成員)

納期が到来していない徴収金について、複数の市町において、賦課後の納付をおしなべて正当な予納として取り扱っているとのことであった。こうした取扱いは法律上、不適切であるとの認識でよいか。

くわえて、本事案において、誤納である旨を申し出たにもかかわらず、納期が到来している徴収金への充当を行わないとする扱いについても、同様に不適切であるとの認識でよいか。

(事務局)

貴見のとおり。

(座長)

事務局の説明により、予納、前納及び誤納の違いが明確になったのではないか。

(石田構成員)

私はこの会議に先立ち、私の地元の市に対して、当事案について照会した。いわく、同市では誤納が度々発生しているところ、誤納については納期が到来している徴収金への充当を認めているとのことである。小規模な市であることから、納税者と行政との意思疎通を密にしており、納税者に寄り添った対応が行われているとの印象を受けた。

国の統一的な見解については、早期に示すことが望ましいと考える。

(藤田構成員)

納期が到来していない徴収金について、市町村が、その納付が誤納であるとの連絡を受けてもなお、当該納付を正当な予納とみなし、かつ、納期が到来していない徴収金への充当を行わず、納期が到来した分について別途納付を求めるといった対応は法に反しているとの認識でよいか。

(事務局)

貴見のとおり。しかしながら、固定資産税の還付及び充当に関する事務は自治事務であることから、納期が到来していない徴収金の取扱いに関する最終的な判断は市町村が行っている実情がある。

(藤田構成員)

第2期分を納めるつもりで誤って第4期分として納めた納付金が、地方税法第17条の3第1項に定める予納に当たらないのであれば、法律上、過誤納金にしかなり得ない。市町村は同法第17条にあるとおり、本来的には過誤納金を還付する義務があり、また同法第17条の2のとおり、既に納期が到来した徴収金がある場合は過誤納金を充当しなければならない。それにもかかわらず、市町村が誤納を予納とみなして対応することは、地方税法違反であって、市町村により解釈の余地が生じることはないのではないかと。

自治事務であることを理由に、最終的な判断を市町村に委ねていいとは思えない。

(斉藤座長)

藤田構成員の意見の趣旨は、誤納は還付又は充当しなければならないとする地方税法の規定は遵守すべきであり、誤納を予納として解釈して対応する余地はないということと、当該事務が自治事務であるとしても、市町村に判断を委ねるべき問題ではない以上、国はもっと前向きに是正を求めていくべきではないかということの二つである。

(事務局)

担当としては同じ考えである。

(遠藤構成員)

国が誤納の充当に係る取扱いについて、統一的な見解を市町村に示すことは賛成である。

個人的には、当該事務が自治事務であることに鑑み、都道府県ないし市町村が、国の関与を待たずに主体的に是正してほしいと思う。

(斉藤座長)

本事案は固定資産税を念頭に置いているが、市町村からは、住民税等を

含めた地方税全般についても、市町村から誤納の充当に係る国の見解を求められているとのことである。このことについても意見を伺いたい。

そのほかにも意見があれば伺いたい。

(五十嵐構成員)

今回事務局から示された論点にはなかったが、誤納の防止について、納税者と対応窓口との意思疎通に改善の余地はないか。誤納を未然に防ぐように対応窓口でコミュニケーションを取ることは可能なものか気になった。

(事務局)

今回、窓口対応に係る改善の余地について、十分な検討は行っていなかったが、大事な論点かと思う。

(大場部長)

地方税法第 17 条の 3 において、納期が到来していない徴収金のうち「その申出により」納付した徴収金については、納税者は還付を請求することができないとされている。この「申出」についても、市町村ごとに解釈が異なることも紹介しておきたい。例えば、納付書は期別に切り離せる仕様となっているが、その期別の納付書を用いて納付されたことをもって当該期別について「予納の申出」があったとみなす市町村がある一方で、納期が到来する前の期別について納付する場合は、口頭又は書面で、「予納の申出」をさせている市町村もあり、対応は区々となっている。

(須藤構成員)

市町村において、年度の始期に 4 期分をまとめて送付しているため、納税者の手元に複数期分の納付書があることが、誤納の一因と考えられる。この対応は、経費の面からやむを得ないかと思うので、例えば、納付書に、予納の意思を表明するためのチェック欄を設けたり、未納の期別があるのに先の期別に納付された場合に通知が出るような税務処理システムを導入したりする工夫はできないものか。

いずれにせよ、本付議事案は、行政の対応次第で改善できると思われる。国として、納税者が誤って納めた納期前の徴収金については、本来納めるつもりであった納期に充当すべきであるとの見解を市町村に示した上で、上述した工夫を講ずるようにしてはどうかと考える。

(齊藤座長)

須藤構成員の意見の趣旨は二つあり、一つは、誤納が発生した際の対応の適切化であり、もう一つは、誤納を未然に防止するための取組の在り方である。

これまでの議論を通じて、本付議事案のような事案が発生した際の望ましい対応について、国が市町村に対して何らか見解を示すべきであることについては、全会一致しているものと思料する。

論点について再度確認する。市町村によっては、納期前の納付が誤納となり得ること等を把握していなかったため、これを機に国による統一的な見解を示してほしいと要望されたということか。

(事務局)

貴見のとおり。

(齊藤座長)

東北管区行政評価局から県及び市町村に対して、直接、参考連絡をすることについてはどうか。

(事務局)

当局としては、県及び市町村に対して総務省自治税務局（以下「自治税務局」という。）の見解等を参考連絡するとともに、同局に対して本付議事案の調査結果を情報提供したいと考えている。

(藤田構成員)

先程の議論となるが、申出のない納期前の納付は予納ではなく誤納であるため、本付議事案のような事案について、市町村は納税者に対して、充当又は還付の対応をしなければならない。本来であれば、市町村において、誤納を予納として解釈し対応する余地はないはずである。それにもかかわらず、この度、自治税務局が示した「予納申出がない納期前の納付は誤納となり得ると解される。」、「地方公共団体の判断で誤納金として充当することは可能である。」との見解を市町村に周知することは、ミスリードにならないのか。

(齊藤座長)

東北管区行政評価局は、市町村に対し直接あつせんすることができない。そのため、自治税務局に対しては市町村の実態及び国に対する意見につい

て情報提供し、市町村に対しては同局の見解等について参考連絡を行い、もって事務の自主的な改善を促したい考えかと思う。

また、住民税等を含めた地方税全般についても、固定資産税と同様の問題が生じていると考えられることから、国において、公租公課（市町村県民税、国民健康保険税、介護保険料などをいう。）を含む地方税における過誤納金の定義、充当の取扱い等に係る何らかの統一的な見解を示してほしいとの意見についても、特段異存がないものと思う。

市町村に対する参考連絡及び自治税務局に対する情報提供に関して、その大筋の方向性については、おおむね構成員から了承を得たものと思料する。

今後は、それらの具体的な文言等について、事務局と座長とで調整したいと考えているが、構成員におかれては、事務局との種々の調整について座長に一任するというこでよいか。

（構成員一同）

異議なし。

（斉藤座長）

補足で1点確認したい。須藤構成員から提起のあった、納付書や税務処理システムの改善により誤納を防止すべきとの意見は、今回は、調査が及んでいないことから、自治税務局への情報提供は見送りたいとの理解でよいか。

（事務局）

貴見のとおり。今回は、飽くまで国が市町村に対して固定資産税の充当の取扱いについて統一的な見解を示していないために、市町村によって対応が区々となり、中には納税者にとって望ましくない取扱いをしている例がみられたことに端を発している。そのため、国の見解を周知することを通じて、市町村の事務の改善に寄与したいと考えている。

（斉藤座長）

新規付議事案の審議については、以上で終了する。

## （2） その他

- ① 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告について
- ② 総務省の特別行政相談活動について

- ③ へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修に関する情報収集結果について
- ④ 行政改善推進会議の開催に係る事務等における旧氏の使用について

上記①～④について、事務局から報告した。

以上